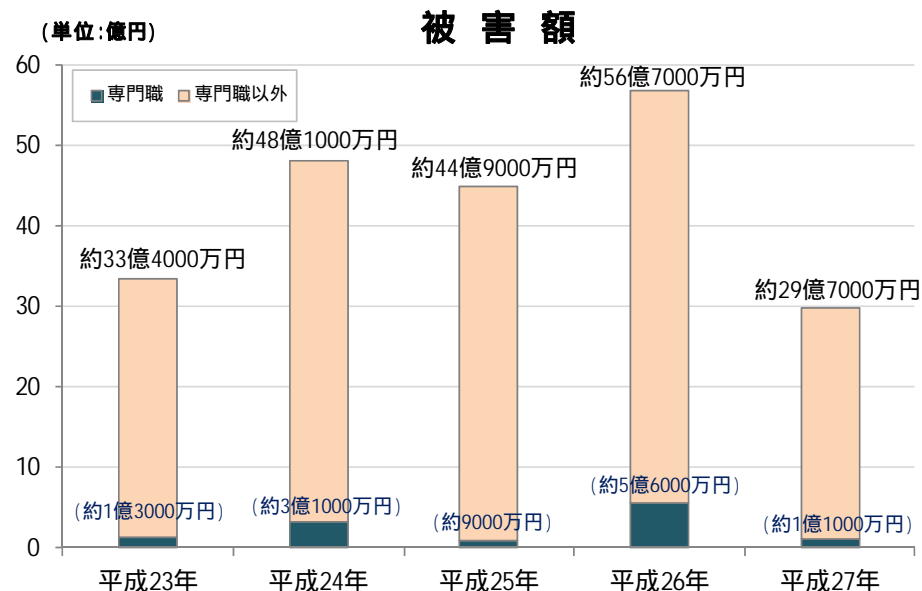
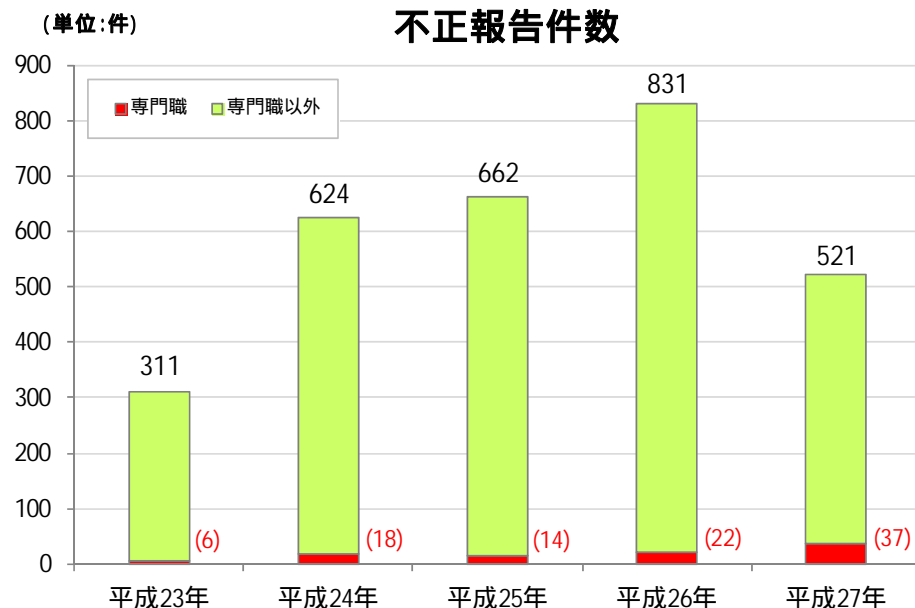


平成28年10月19日
第1回不正防止WG

家庭裁判所における不正防止策の現状と
今後の在り方等について

成年後見制度利用促進委員会
委員 村田 斉志

1 後見人等による不正の状況



- 1 括弧内の数値は、専門職の内数である。
- 2 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

不正事案の9割以上は、親族などの専門職以外の方が後見人等のケース

→ 後見人としての責任や義務についての知識不足が原因の場合も多い。

(例) 親のお金だから、自分の生活費として自由に使ってもいいと思っていた。

被後見人の財産を借用し、被後見人から引き継いだ事業の資金に使ったが、返済できなくなった。

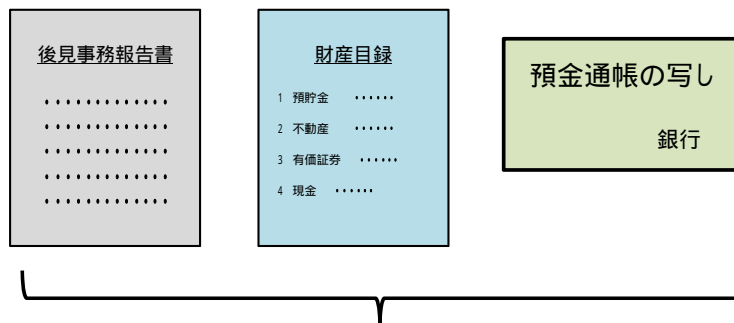
2 裁判所の不正対策

適切な事務の遂行

定期的な監督の実施

家庭裁判所による後見等事務の監督

後見等監督事件

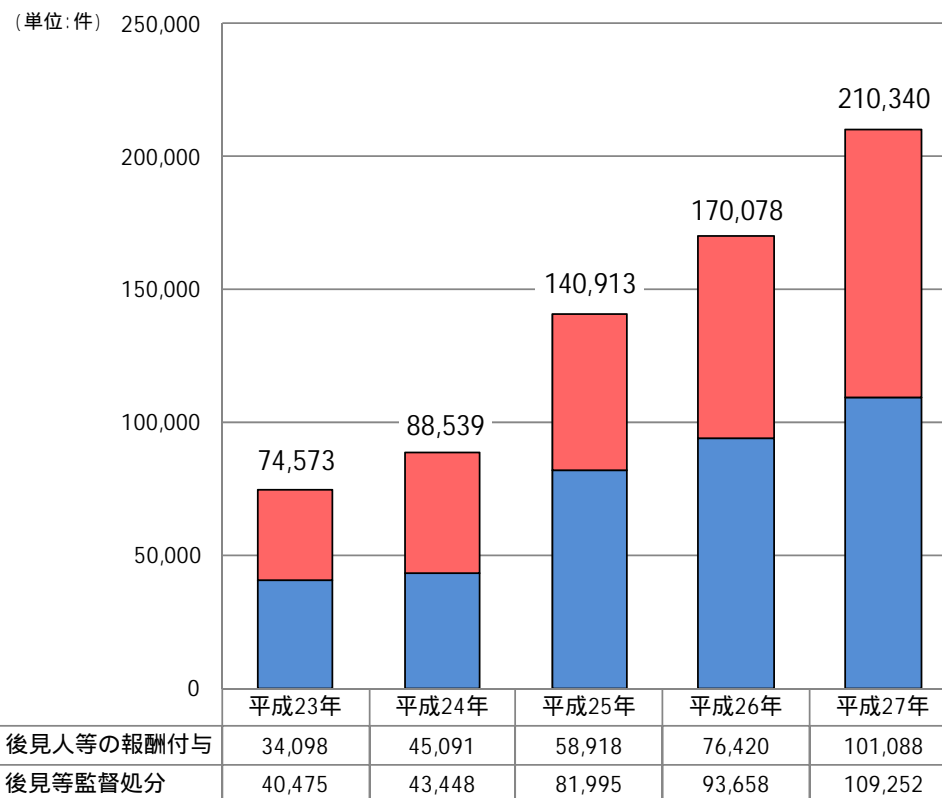


定期的に財産状況の報告を求める
内容に応じて不正行為がないか更なる調査を実施

後見人等の報酬付与事件

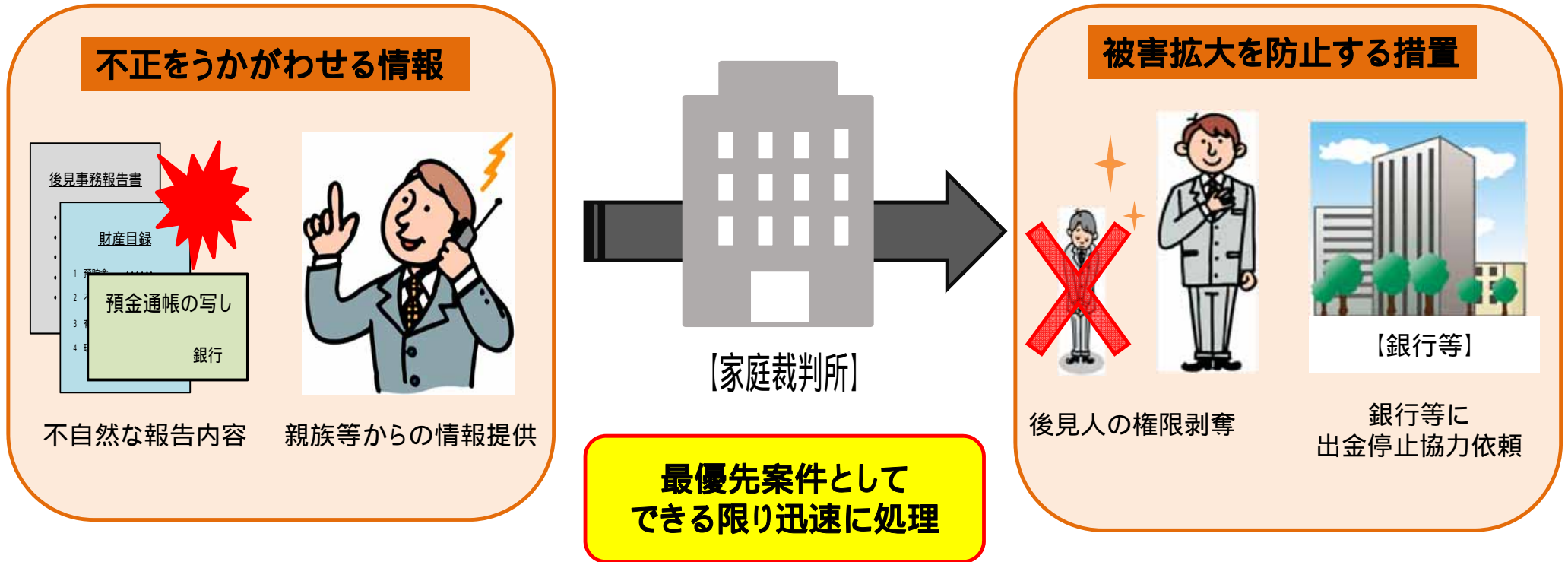
後見人等に報酬を与える判断をする前提として
監督と同様の報告を求め、事務をチェック

後見等監督事件数と 後見人等の報酬付与事件数の推移



家庭裁判所は定期的に後見人等に財産状況等の報告を求め不正行為の有無をチェック
監督事件数や報酬付与事件数は年々増加傾向 → 監督強化の現れ

不正把握時の被害拡大防止に向けた迅速な処理態勢の構築



家庭裁判所は、不正行為をうかがわせる情報を把握した場合には、被害拡大を防ぐために組織を挙げて迅速に措置を講じることができるよう、あらかじめ各担当者の役割を明確化するなどして、事務処理態勢を構築している。

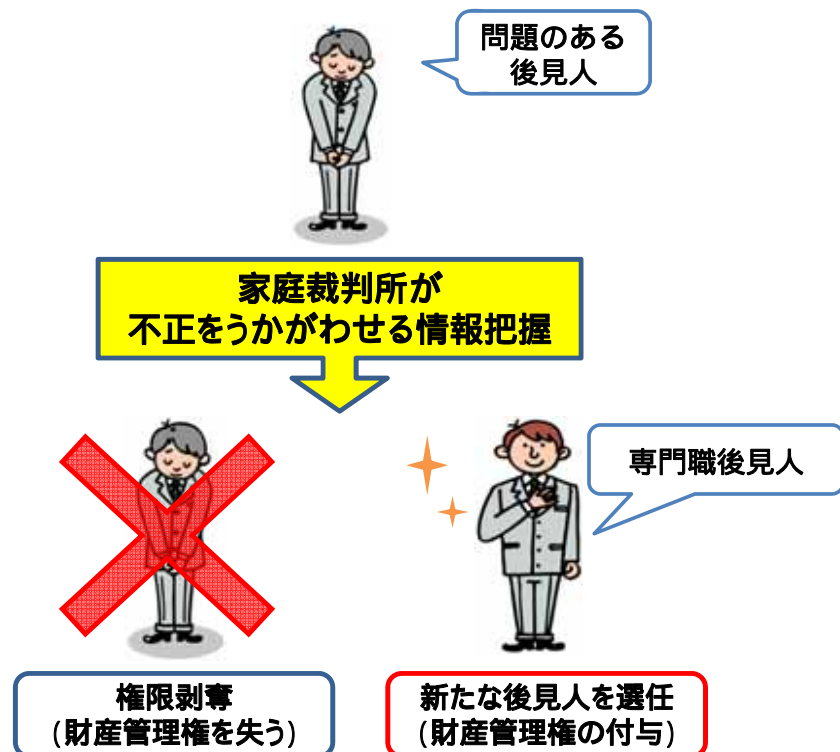
専門職の活用

不正の未然防止における 専門職関与のイメージ



管理すべき本人の財産が複雑・困難な場合などには、不正を未然に防止するために、弁護士や司法書士等の専門職の後見人を選任

不正拡大防止における 専門職関与のイメージ

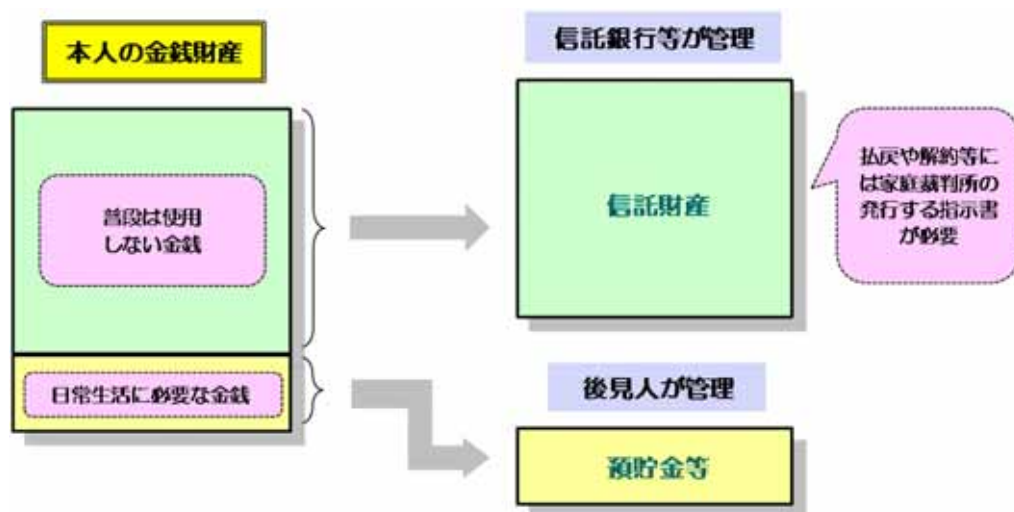


後見人による不正がうかがわれる場合には、問題のある後見人の財産管理権を失わせ、専門職後見人に財産管理権を与えることで、被害拡大を防止

専門職後見人等による不正が発生している点については、家庭裁判所と専門職団体とが緊密に連携し、不正防止に向けた具体的な対策を進める。

後見制度支援信託

後見制度支援信託の仕組み



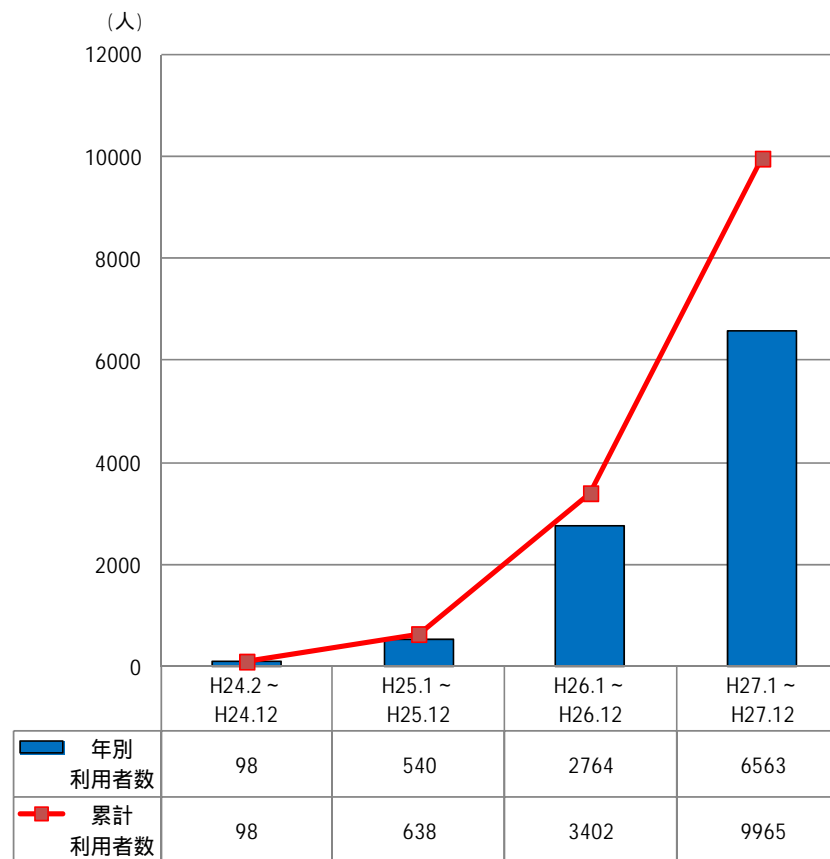
本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託

信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要



本人の財産を適切に保護するための方法の一つ

後見制度支援信託の利用状況

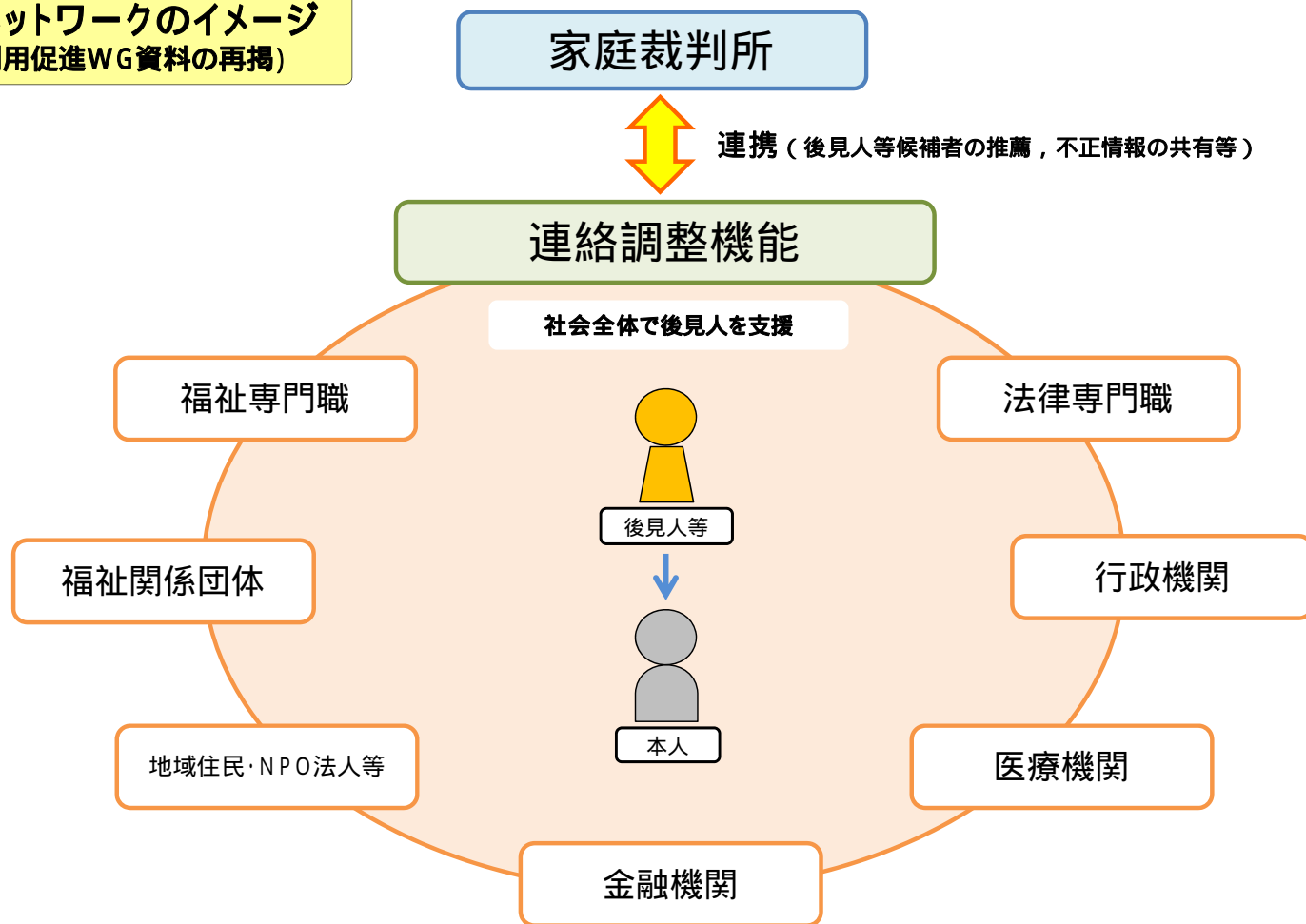


- 1 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入された。
- 2 後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人数及び未成年被後見人数である。

地域との連携

- 社会的ネットワークにおける家庭裁判所の役割

社会的ネットワークのイメージ
(第1回利用促進WG資料の再掲)

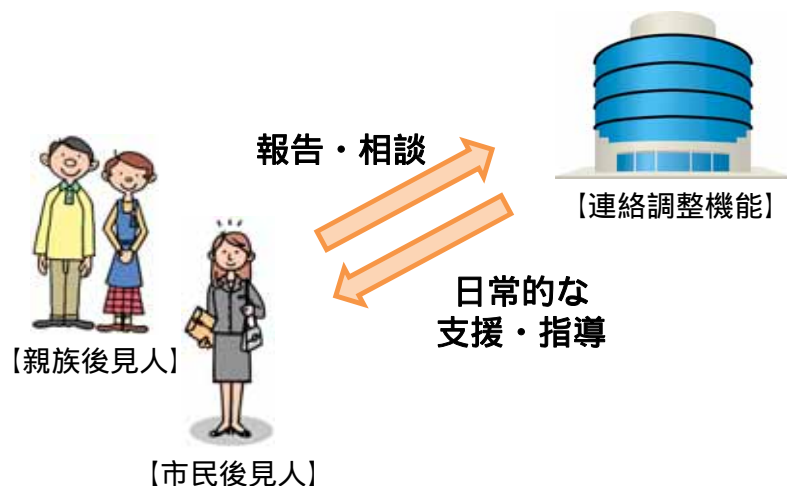


不正事案の多くは、親族後見人の後見事務に対する理解不足からくるもの
→社会的ネットワークによって後見人を多くの方が支援すれば、不正事案は自ずと減少
不正事案が発生した場合でも、家庭裁判所は、社会的ネットワークから得た情報を活用し、
不正行為を早期に把握して、迅速に対応を講じることが可能

地域との連携 - 関係機関に対する期待

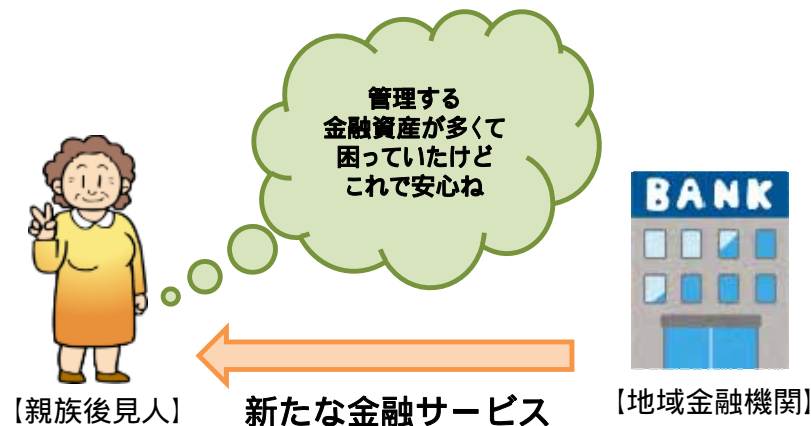
身上監護を担うことのできる後見人等の確保といった観点から、
親族後見人や市民後見人への期待の高まり

社会的ネットワークによる
バックアップへの期待



親族後見人や市民後見人に対する
継続的なバックアップ態勢の構築
(先進的な取組例・・・品川区, 大阪市)

金融機関からの協力への期待



後見人の財産管理事務の負担を軽減する
後見制度支援信託以外の金融サービスの提供等